

ふじみ野市ホームページバナー広告掲載取扱基準

令和2年2月29日市長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、ふじみ野市有料広告取扱要綱（平成22年ふじみ野市告示第67号。以下「要綱」という。）に基づき実施するふじみ野市ホームページに掲載するバナー広告（市のホームページに掲載する画像のうち、広告主の指定する画面にリンクするものをいう。以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 市ホームページに掲載する広告物は、要綱第3条及びふじみ野市有料広告の掲載基準及び広告主の責務に関する要領（以下「要領」という。）第2項に適合したものでなければならない。

(広告の規格等)

第3条 広告の掲載位置は、市長が指定する位置とする。

2 広告の規格及び掲載料金は、別表のとおりとする。

3 次に掲げるものは、広告として用いることができない。

- (1) アニメーションG I F
- (2) アラートマーク（警告表示）を模したものの
- (3) テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）が表示されているもの
- (4) プルダウンメニュー（あたかも入力可能な領域があるかのように誤解を与えるもの）が表示されているもの
- (5) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン又はラジオボタンを使用するもの
- (6) 市のホームページと類似の色調又は字体を使用するもの
- (7) インターネットアンケート、教育相談その他市政を連想させる表示を行うことにより、市の事業と誤解されるおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告として掲載することが適当でないとして市長が認めるもの

(掲載の申込み)

第4条 掲載の申込みは、公募により行う。

2 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、市長の定める期間内に、掲載しようとする広告の概要等を記載したバナー広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に掲載しようとする広告の見本又は原稿を添えて市長に提出しなければならない。

3 申込者は、24回を限度として、連続して複数回にわたる広告掲載を一括して申し込むことができる。

4 市税を滞納している者は、申し込みできない。

(掲載の審査及び決定)

第5条 市長は、前条第2項の申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、掲載の可否を決定し、掲載を決定したときはバナー広告掲載決定通知書(様式第2号)を、掲載を却下したときはバナー広告掲載却下通知書(様式第3号)により当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、要綱第8条に定めるふじみ野市有料広告審査委員会の意見を聴き、掲載の可否を決定することができる。

(広告掲載料の納付)

第6条 前条第1項の規定により掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長の指定する期日までに第3条の掲載料金に掲載期間を乗じて得た額(以下「広告掲載料」という。)を一括して納付しなければならない。

2 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、第10条に規定するものを除き広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかつたときは、その全部又は一部を還付する。

(広告内容等の変更)

第7条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反し、若しくははそのおそれがあり、又はこの基準に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第8条 市長は、広告主又は広告内容等が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すものとする。

(1) 市長が指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しないとき。

(2) 前条の規定により市長が広告の内容の変更を求めたにもかかわらず、その変更を広告主が行わないとき。

(3) 広告主、広告の内容又はリンク先のホームページの内容等が、各種法令に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又はこの基準に違反するとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告として不適切と判断したとき。

(広告主の責任)

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成費用は、広告主の負担とする。

(免責事項)

第10条 市は、システム障害、保守点検等により広告掲載を一時中断した場合において、広告主に対し、広告掲載期間の延長、広告掲載料の還付、損害賠償の支払い等を行わないものとする。

2 市は、広告主が広告掲載に用いるサーバ、ソフトウェア等の障害、誤作動、業務停止

等により損害を受けた場合において、その責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、広告掲載の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

規格	<ul style="list-style-type: none">・縦100ピクセル×横320ピクセル・50キロバイト以内・GIF又はJPEG形式
掲載料金	1か月あたり20,000円

様式第1号（第4条関係）

バナー広告掲載申込書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

申込者
郵便番号
住所（所在地）
氏名（法人の場合は、名称及び代表者名）

印

電話番号
FAX番号
電子メールアドレス
（担当者氏名）
本社（又は本店）所在地が申込者住所（所在地）と異なる場合はその住所及び名称
住所（所在地）
名称

ふじみ野市ホームページバナー広告掲載取扱要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり広告を掲載したいので、原稿概要を添えて申し込みます。

記

1 広告掲載の期間	年 月 1日 から 年 月末日 まで
2 リンク先URL	
3 広告掲載料	広告掲載が決定されたときは、ふじみ野市ホームページバナー広告掲載取扱要綱の規定に基づき、広告掲載料を支払います。
4 同意事項	申込みに当たり、市が申込者の市税納付状況を調査することに同意します。

添付書類

- 1 広告の原稿
- 2 市町村民税の納税証明書（申込者が市外在住（所在地）の場合）

様式第2号（第5条関係）

ふ報第 号
年 月 日

バナー広告掲載決定通知書

様

ふじみ野市長

年 月 日付けで申込みのあった有料広告の掲載について、ふじみ野市ホームページバナー広告掲載取扱基準第5条第1項の規定により審査をした結果、下記のとおり掲載することを決定しましたので通知します。

記

1 広告掲載期間

年 月 日 から 年 月 日（ 回）

2 広告掲載料

円（@ 円× か月）

3 納付期限日

年 月 日※同封の納入通知書により納付してください。

4 その他

様式第3号（第5条関係）

ふ報第 号
年 月 日

バナー広告掲載却下通知書

ふじみ野市長

年 月 日付けで申込みのあった有料広告の掲載については、ふじみ野市ホームページ広告掲載取扱基準第5条第1項の規定により審査をした結果、下記のとおり却下したので通知します。

記

却下理由